

## 安全重要度評価などに係る原子力規制委員会への 報告及び了承について

令和元年 12月 18日  
原子力規制庁

新たな検査制度における検査指摘事項に関しては、原子力規制検査等実施要領及び安全重要度評価プロセスに関するガイドに基づき原子力規制庁内で所要のプロセスを経て安全重要度の評価等を行い事業者に対して結果を通知することとしている。安全重要度評価に係る原子力規制委員会への報告及び了承等については以下のとおりとしたい。

### 1. 検査指摘事項の報告（添付資料参照）

- 実用発電用原子炉について原子力規制庁における安全重要度評価により、暫定的に「緑」を超える（すなわち、暫定的に「白」、「黄」又は「赤」）との結果が得られた検査指摘事項については、暫定的な安全重要度評価結果及び当該結果を受けた対応区分（以下「評価結果等」という。）を原子力規制委員会に報告し、その了承を得た上で、事業者に通知する。
- 通知を受けた事業者から意見陳述要望（書面の提出等を含む。）があった場合には、意見聴取等を行い、評価結果等を改めて原子力規制委員会に報告し、その了承を得た上で、事業者に通知する。
- 評価結果等に対して事業者から原子力規制委員会に異議申立てがあった場合には、申立て受入れの要否及び評価結果等について原子力規制委員会で審議・決定する（規制対応措置の変更が必要な場合には、その内容等についても原子力規制委員会で審議・決定する。）
- 検査指摘事項の評価結果等に基づく規制対応措置として、法令に基づく措置命令（許可取消し又は運転の停止命令、保安措置命令、保安規定の変更命令、報告徴収命令等）等を行う場合には、その内容等について原子力規制委員会で審議・決定する。
- 核燃料施設等については、安全重要度評価の体系を定めた後に、同様のプロセスを設定する。

## 2 . 検査結果の報告

- 原子力規制検査においては、四半期ごとに、実施した基本検査の内容及び検査指摘事項等の検査結果を記載した検査報告書を作成することとしており、これを原子力規制委員会に報告する（検査報告書には、「緑」とされたものを含め、検査指摘事項について記述する。）。
- 追加検査及び特別検査を実施した場合は、個別に検査報告書を作成することとしており、これについても原子力規制委員会に報告する。

### 検査指摘事項に対する重要度の決定プロセス 【実用発電用原子炉】

